

山口県報

平成26年
3月31日
(月曜日)

目 次

○規則
山口県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）……………

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十四号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）の一部を次のように改正する。
目次中、「セミナーパーク」を「県民局」に、「県民局」を「セミナーパーク」に改める。

第八条第一項の表総合企画部の部政策企画課の項中、「調整班」を「調整班 土地・水資源対策班」に改め、同部地域政策課の項を削り、同部市町課の項中、「調整班」を「地域企画班」に改め、同表産業戦略部の部を次のように改める。

部略戦業産	総務調整班
-------	-------

第八条第一項の表環境生活部の部環境政策課の項中、「環境管理班」を「環境企画班」に改め、同表健康福祉部の部長寿社会課の項及びねりんピック推進室の項を次のように改める。

長寿社会課	生涯現役推進班 地域包括ケア推進班 施設班 援護班
ねりんピック推進室	総務企画班 式典・事業班 宿泊・輸送班

第八条第一項の表商工労働部の部商政課の項中、「商業振興班」を「商業振興班 産業資源班」に改め、同部新産業振興課の項を次のように改める。

新産業振興課	新事業支援班 技術革新支援班 産業クラスター推進班
--------	---------------------------

第八条第一項の表商工労働部の部観光振興課の項中、「地域ブランド推進班」を「観光企画班」に改め、同条第三項中、「地域政策課」を削り、「監理課及び総務企画課」を「及び監理課」に改める。

第九条第一項の表総合企画部の部政策企画課の項第七号及び第八号を次のように改める。

七 土地及び水資源の活用に関する企画及び調整に関すること。

八 東京事務所、県民局、地域行政連絡協議会及びセミナーパークに関すること。

第九条第一項の表総合企画部の部地域政策課の項を削り、同部市町課の項中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 地域振興に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

二 地域開発計画の調整及び推進に関すること。

三 市町合併及び中核都市形成に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

第九条第一項の表健康福祉部の部地域医療推進室の項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 がん対策に関すること。

六 周産期医療対策に関すること。

第九条第一項の表健康福祉部の部ねりんピック推進室の項を次のように改める。

室進推クツピンりんね	
一	全国健康福祉祭の総合調整に関する事。
二	実行委員会に関する事。
三	式典及び事業に関する事。
四	宿泊及び輸送に関する事。

第九条第一項の表商工労働部の部商政課の項中第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加える。

- 五 火薬類の取締りに関すること。
- 六 採石に関する事。

七 砂利の採取に関する事(河川区域及び河川保全区域並びに一般海域に係る砂利の採取計画の認可等に関するものを除く。)

八 電気工事業者に関する事。

第九条第一項の表商工労働部の部新産業振興課の項第四号中「工鉱業」を「工業」に改め、同項中第五号から第八号までを削り、第九号を第五号とし、第十号を第六号とし、同部経営金融課の項第二号中「情報化の促進」を「創業及び経営革新の支援」に改め、同表農林水産部の部農業振興課の項第十八号中「農業経営基盤強化」の下に「及び農地中間管理」を加え、同表土木建築部の部道路整備課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第三章第一節第二款第三目を削り、第三十五条を第三十五条の四とし、第三十四条を第三十五条の三とし、第三十二条を第三十五条の二とし、同款中第二目を第三目とし、第一目の次に次の一目を加える。

第二目 県民局

(設置)

第三十三条 地域における出先機関相互の連絡調整及び市町との連絡調整を行うとともに、県民生活に係る各種相談業務等を実施し、もつて県行政の総合的な推進及び地域の振興を図るため、県民局を置く。

(名称、位置及び所管区域)
第三十四条 県民局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名	称	位	置	所	管	区	域
---	---	---	---	---	---	---	---

山口県岩国県民局	岩国市	岩国市 玖珂郡
山口県柳井県民局	柳井市	柳井市 大島郡 熊毛郡
山口県周南県民局	周南市	下松市 光市 周南市
山口県山口県民局	山口市	山口市 防府市
山口県宇部県民局	宇部市	宇部市 美祢市 山陽小野田市
山口県下関県民局	下関市	下関市
山口県萩県民局	萩市	萩市 長門市 阿武郡

(所掌事務)

第三十五条 県民局の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 出先機関相互の連絡調整に関する事。
- 二 地域振興に関する事。
- 三 防災対策に関する事。
- 四 広報及び広聴に関する事。
- 五 労働及び雇用対策に関する事。
- 六 県民活動の推進に関する事。
- 七 その他県民生活に関する事。

第二百四十九条の表萩土木建築事務所の項中

用地課	工務第一班 工務第二班
-----	-------------

を

用地課	用地第一班 用地第二班
工務課	工務第一班 工務第二班 工務第三班

に改める。

第二百一条第一号の表中「地域政策課」を「政策企画課」に改め、同条第二号ロ②の

表中

子育て支援・少子化対策に関する重要事項
 についての調査及び審議並びに子育て支
 援・少子化対策に関する施策についての建
 議に関する事務

を

一 子育て支援・少子化対策に関する重要
 事項についての調査及び審議並びに子育
 て支援・少子化対策に関する施策につい
 ての建議に関する事務

二 子ども・子育て支援法（平成二十四年
 法律第六十五号）第七十七条第四項各号
 に掲げる事務

三 就学前の子どもに関する教育、保育等
 の総合的な提供の推進に関する法律の一
 部を改正する法律（平成二十四年法律第
 六十六号）附則第九条の規定により同法
 の施行の日前においても行うことができ
 ることとされた同法による改正後の就学
 前の子どもに関する教育、保育等の総合
 的な提供の推進に関する法律（平成十八
 年法律第七十七号）第十七条第三項の規
 定によりその権限に属させられた事項の
 調査審議に関する事務

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第八条第三項、第九条第
 一項の表健康福祉部の部地域医療推進室の項及び同表土木建築部の部道路整備課の項の
 改正規定は、公布の日から施行する。

平成二十六年三月三十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市